







太刀洗通信所電気マンホール鉄蓋取替工事

件名	太刀洗通信所電気マンホール鉄蓋取替工事				
図面名称	表紙				
縮尺	—	図面番号	1 / 3	令和4年12月6日	
業務隊長	管理科長	営繕班長	管財	施設管理	作成者
					
陸上自衛隊小郡駐屯地業務隊 管理科					

仕 様 書

1 件 名
太刀洗通信所電気マンホール鉄蓋取替工事

2 場 所
福岡県朝倉郡筑前町安野185 県道

3 概 要
電気マンホール鉄蓋取替(受け枠共) 1箇所

4 工事を施工する日及び時間帯
福岡県朝倉県土整備事務所との調整による。

5 一般事項

- (1) 本工事は、本特記仕様書及び本設計図によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」及び「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)」に基づき実施する。
- (2) 施工上、軽微なもので当然必要と思われる事項は、本仕様書に記載なくとも監督官の指示により実施すること。
- (3) 写真は、着工前・完成後及び主要な役務段階毎及び監督官の指示する箇所を撮影し、工事用写真帳に整理後、1部提出する。尚、写真データについては、確実に消去するものとする。
- (4) 工事中、他の箇所に汚損又は破損等を及ぼした場合は、速やかに監督官に報告するとともに請負者の責任において速やかに現状復旧するものとする。
- (5) 工事中の安全管理には十分留意し、事故等が発生しないよう万全を期す。
- (6) 本仕様書及び役務に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議した後、実施する。
- (7) 工事で発生した金属発生材については、発生材調書を作成の上、監督官の指示する場所に集積する。その他の発生材については受注者において適切に処分し産業廃棄物管理票の写しを提出する。
- (8) 本工事の施工にあたり、受注者が下請業者を選任する場合には、監督官の示す様式にて施工体制台帳を提出する。
- (9) 本工事において福岡県朝倉県土整備事務所に所定の手続きを実施すること。その際に手続きの日程(手続きに約1週間)を勘案して、工事実施日については事前に監督官と調整し決定するものとする。
- (10) 道路使用許可書については、受注者により所轄警察署と協議を行い、許可を受けることとする。
- (11) 本工事において、周辺住民への工事説明及び広報が必要と認められる場合、受注者の責任により実施し、住民の理解を得ることとする。

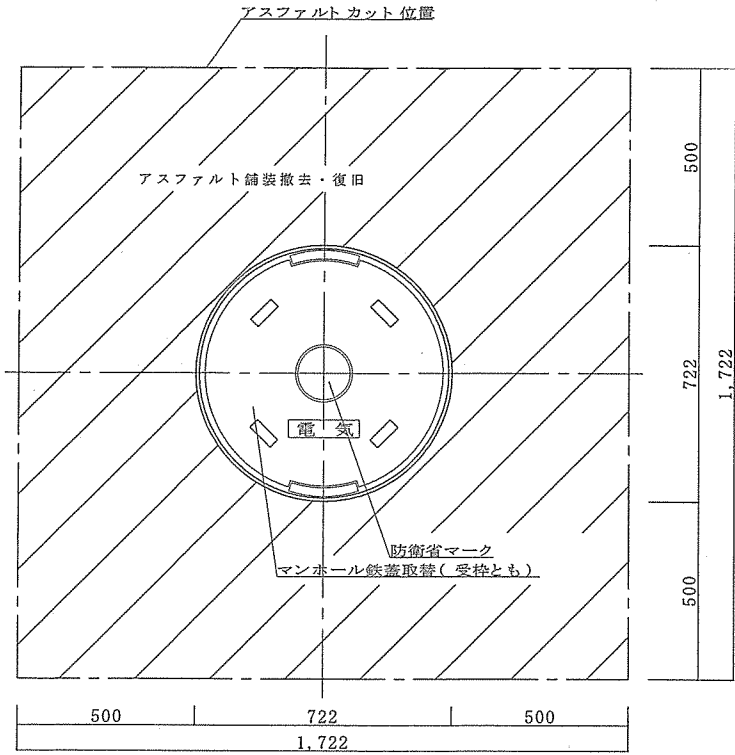
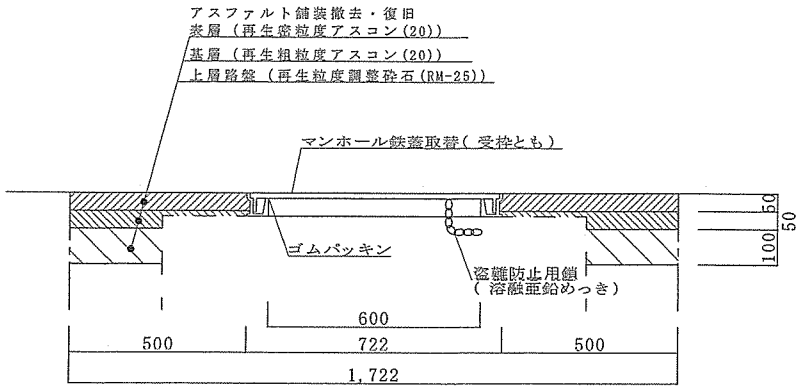
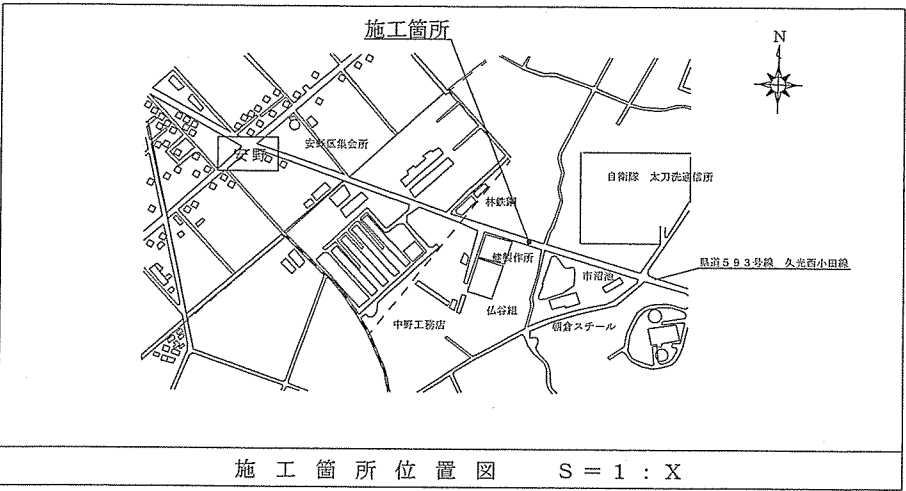
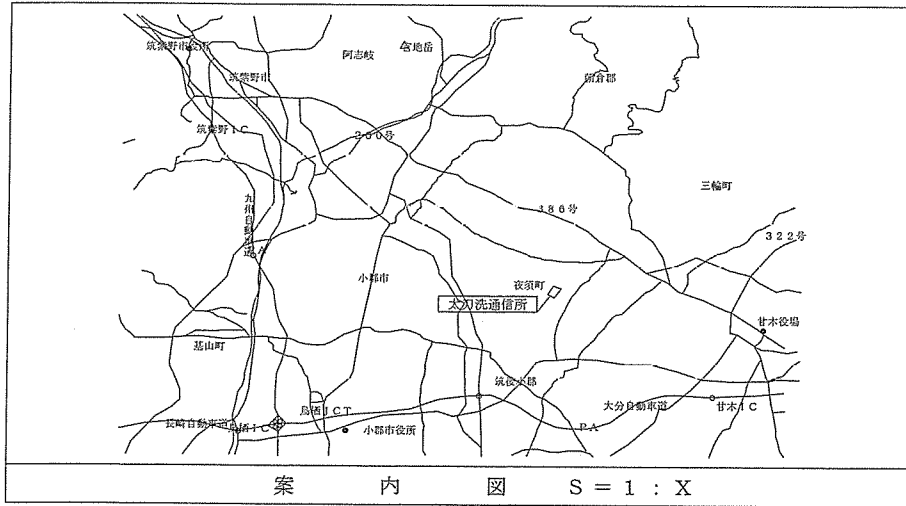
6 特記事項

- (1) 使用するマンホール鉄蓋は以下の仕様同等以上とする。

名称	設計荷重 (T荷重)	蓋内 寸法	安全荷重	付属品
鉄蓋簡易防水型	T-25	600φ	49.0KN以上	盗難防止用鎖、ゴムパッキン

- (2) マンホール鉄蓋は、空調・衛生工学会規格HASS209「マンホール及び格子ふた」による荷重試験を行い、試験成績書を提出すること。
- (3) アスファルト道路復旧に使用する材料は以下のとおりとする。
- ア アスファルト乳剤 : タックコート PK-4
 イ アスファルト乳剤 : プライムコート PK-3
 ウ 再生粒度調整碎石(上層路盤) : RM-25
 エ 再生アスファルト混合物(基層) : 粗粒度20
 オ 再生アスファルト混合物(表層) : 密粒度20
- (4) アスファルト撤去に際し、コンクリートカッター等でカットした後に撤去すること。
- (5) アスファルト復旧において、既存の路面と段差なく擦り付けること。
- (6) 官側の電気・水道は使用できないものとする。

件 名	太刀洗通信所電気マンホール鉄蓋取替工事				
図面名称	仕様書				
縮 尺	—	図面番号	2 / 3	作成年月日	令和4年12月6日
陸上自衛隊 小郡駐屯地業務隊 管理科					



マンホール鉄蓋取替参考図 S=1:15

件名	太刀洗通信所電気マンホール鉄蓋取替工事				
図面名称	案内図・位置図・参考図				
縮尺	—	図面番号	3 / 3	作成年月日	令和4年12月6日
陸上自衛隊 小郡駐屯地業務隊 管理科					